

令和5年度 介護サービス等提供事業者に対する運営指導実施結果

1 運営指導実績

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和5年7月4日	社会福祉法人 三多摩福祉会	グループホーム えがおの家西府	認知症対応型共同生活介護
令和5年7月13日	株式会社 コナウインズ	ぐるーぷほーむ白糸台	認知症対応型共同生活介護
令和5年7月19日	ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア 府中グループホーム	認知症対応型共同生活介護
令和5年7月25日	株式会社 愛誠会	はなまるホーム紅葉丘	認知症対応型共同生活介護
令和5年8月4日	セントケア東京株式会社	セントケアホーム府中新町	認知症対応型共同生活介護
令和5年8月17日	医療法人社団 共済会	指定居宅介護支援事業所さくらい	居宅介護支援
令和5年8月22日	株式会社 クレマチス	居宅介護支援クレマチス	居宅介護支援
令和5年8月29日	医療法人社団 興也会	コートウエスト府中デイサービスセンター	通所介護
令和5年9月5日	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター西府	通所介護
令和5年9月12日	医療法人社団 珠泉会	ウィング介護サービスセンター	居宅介護支援
令和5年9月20日	株式会社 アズパートナーズ	アズハイム府中中河原デイサービスセンター	通所介護
令和5年9月26日 令和5年9月27日 令和5年10月12日	社会福祉法人 安立園	安立園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
令和5年10月3日	株式会社 梓	リハビリステーション あずさ	地域密着型通所介護
令和5年10月10日	株式会社 ぶどうの木	デイサービスくるみ	地域密着型通所介護
令和5年10月26日	株式会社 向日葵	ケアプラン向日葵	居宅介護支援
令和5年11月7日	株式会社 TNC	レコードブック府中西	地域密着型通所介護
令和5年11月14日 令和5年11月28日	特定非営利活動法人 つどい	介護センターはんの木	地域密着型通所介護
令和5年11月21日	株式会社 総合ケアセンター	総合ケアセンター	居宅介護支援
令和5年12月1日	特定非営利活動法人 芽生会	ケアチーム大芽	居宅介護支援
令和5年12月12日	セントケア東京株式会社	セントケア府中新町	小規模多機能型居宅介護
令和5年12月19日	セントケア東京株式会社	セントケア看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
令和6年1月12日	有限会社 ケアサービスこまつ	ケアホームこまつ 府中事業所	小規模多機能型居宅介護
令和6年1月16日	株式会社 エストゥールズ・ケア	エスケアサポート府中	訪問介護
令和6年1月23日	株式会社 双泉メディカルケア	あくとかケア白糸台	訪問介護
令和6年1月30日	リタックケアサポート株式会社	リタックケアサポート株式会社	訪問介護
令和6年2月6日	株式会社 ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵野台	訪問介護
令和6年2月13日	株式会社 エム・エス・シー	株式会社エム・エス・シー 西東京支援センター	居宅介護支援
令和6年2月20日	株式会社 大洋	ヘルパーステーションすまいる	訪問介護
令和6年2月29日	株式会社 フリースタイル	アクティブマネージ	居宅介護支援
令和6年3月5日	株式会社 ツクイ	ツクイ府中西原町	通所介護
令和6年3月12日	生活協同組合 パルシステム東京	デイサービスセンター府中陽だまり だんらん	認知症対応型通所介護

2 主な文書指摘の内容（※1）

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
居宅サービス	サービス提供責任者が訪問介護計画を作成すること。
	訪問介護計画は居宅サービス計画と連動して作成するとともに、切れ目のない適切な内容の計画を作成すること。
	訪問介護計画の内容については、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得るようにすること。
	訪問介護計画は遅滞なく利用者に交付すること。
	通所介護計画はサービス開始前に利用者の同意を得て、交付すること。
	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の家族の同意を得ること。
	行政報告等を要する事故が発生した場合には、「介護保険事業者における事故発生時の府中市取扱基準」に則り対応すること。
	必要事項を明確にした勤務表を作成すること。兼務を行っている従業者の職種ごとの日々の勤務時間を明確にすること。
	通所介護サービス提供時に利用者が理美容サービスを利用した際は、通所介護サービス提供時間には理美容サービスの提供時間を含めずに報酬請求すること。
地域密着型サービス	身体拘束の廃止に向けた取組みを実行すること。
	身体的拘束等の適正化を図るための研修を定期的な頻度で実施すること。
	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の家族の同意を得ること。
	運営推進会議の記録について公表すること。
	必要事項を明確にした勤務表を作成すること。
	ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合には、定められた手順を実施すること。
	小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付すること。
施設サービス	施設サービス計画の作成時に介護支援専門員がアセスメントを実施すること。
	施設サービス計画は、介護認定期間を踏まえて作成し、計画期間に空白の期間が発生することのないようにすること。
	入所者の解決すべき課題に変化が認められた際には、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うこと。
居宅介護支援	必要事項を明確にした勤務表を作成すること。
	アセスメントを実施し、記録すること。
	居宅サービス計画原案を作成し、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ること。
	サービス担当者会議を開催し、要点を記録すること。参加出来ない事業所には照会を必ず行い、内容を記録すること。
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は主治の医師等の指示を求めること。また意見を求めた医師等に居宅サービス計画を交付すること。
	モニタリングは少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問、面接した上で行い、結果を記録すること。
	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は利用の妥当性を検討し、必要な理由を計画に記載すること。継続利用の際はサービス担当者会議で検証し、記録すること。
	前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具及び地域密着型通所介護の事業所が占める割合等につき説明し、理解を得ること。
	厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定し、減算が2月以上継続している場合には、所定単位数を算定しないこと。

※1 事業者から文書で改善を求める必要がある指摘の内容です。

※2 運営指導における確認作業は、原則サンプル抽出方式での確認となりますので、抽出したサンプルにおいて検出された指摘事項となります。